

地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、令和5年度に実施した「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する調査」の調査結果を踏まえて、旧長崎街道神埼宿観光拠点づくりとして、本市の大きな課題である市内観光における滞在性・回遊性の向上と観光消費額単価の増加、旧長崎街道の街並み保全を解決するため、旧長崎街道沿道に位置する本市の旧古賀銀行神埼支店や長崎街道門前広場、さらには沿道に点在する空き家となっている古民家及び周辺寺院（以下「対象施設」という。）を活用した滞在型・回遊型の観光事業の取り組みを検討し、地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化に向けた調査を実施することを目的とする。

2. 業務名

地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで

4. 履行場所

神崎市神埼町地内（別紙1のとおり）

5. 業務内容

(1)事業計画の詳細検討

①対象とする空き家の確定

対象施設を確定すること。

②対象施設の活用用途の検討

想定する地域内外の事業者との調整により対象施設の活用用途を検討すること。

(2)本市所有施設の事業内容及び事業条件等の検討

①事業内容の検討

②事業条件等の検討

(3)各種契約に係る書類の作成支援

(4)地元の地方金融機関との連携方策・資金調達スキーム等の検討

地元の地方金融機関との具体的な連携方策・資金調達スキームを検討すること。

(5)地元事業者等との事業主体設立に向けた検討及び設立支援

まちづくり会社の設立に向けた検討を実施し、これの設立を支援すること。

(6)成果のとりまとめ

報告書の原稿を作成し、提出すること。

※業務内容については「令和6年度 先導的官民連携支援事業 申請」(別紙2)を参照すること。

※当該業務は国土交通省の先導的官民連携支援事業「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する調査」の別紙報告書を基に行うものとする。

6. 契約履行

受託者は、契約の履行にあたり、本業務の目的並びに内容を十分理解すると共に、関係する法令・規則等を遵守し、円滑に進めるため知識、技術及び経験等を有する者をもって充てなければならない。

7. 留意事項

(1)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で提供する。

(2)再委託

受託者は、本業務の実施にあたり、原則として他の業者に再委託することを禁止する。ただし、再委託が必要な場合は、本市と協議を行った上で、承認を得なければならない。

(3)議事録・打合せ記録簿の作成等

受託者は、本業務の実施にあたり、本市と行う会議、打合せ等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(4)報告・打合せ等

本業務の進捗の確認、問題の提起及び解決を図るため、本市と受託者にて必要に応じて報告・打合せを実施すること。なお、実施頻度、時期については、本市と受託者間で協議し、決定する。

(5)第三者の知的所有権等

業務遂行において、第三者の知的所有権を扱う場合は、受託者の責において解決すること。

8. 機密保持

(1)受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

①取得した時点で、既に公知であるもの

②取得後、受託者の責によらず公知となったもの

③法令等に基づき開示されるもの

- ④本市から秘密でない指定されたもの
- ⑤第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市と協議の上、承認を得たもの
- (2)受託者は、個人情報について本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。
- (3)受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動・退職した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4)受託者は、本業務に係る検査後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る本市に関する個人情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、本市から貸与されたものについては、検収後1週間以内に本市に返却するものとする。

9. 成果物と納入方法

(1)成果物として納品する書類は、以下のとおりとすること。

- ①検討・調査結果報告書 1部
- ②その他 本市と受託者にて協議し必要と思われる書類 1部
- ③上記①から②と同じ内容を記録した原本データと原本データをPDFにしたデータを電子媒体(USBメモリー、CD-R等)に入れて併せて納品すること。
- ④打合せ記録簿 1部

(2)規格

- ①書式は自由とするが、原則A4版で作成すること。
- ②モノクロで分かりにくい書類についてはカラー印刷すること。
- ③Microsoft Office Word、Excel、PowerPointで作成すること。
- ④図面データを作成する場合は、ファイル形式を、DXFフォーマット形式、またはMicrosoft Visio等で扱える形式とすること。
- ⑤成果物として納品する書類は、チューブファイル等に綴じ、見出しを付けるなど整理して納品すること。

(3)成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて本市に帰属するものとし書面による本市の承諾を受けないで、他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果品及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は、受託者に留保されるものとし、本市は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

(4)納入場所

神崎市役所 産業建設部 商工観光課とする。

10. 検査

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書と業務に関する成果物等を提出すること。また、本市に対し「監督・検査・確認 申請書」(本市様式)を提出し検査を受

けなければならない。

11. 委託料の支払い

委託料は、完了検査に合格した後、受託者が委託者に請求書を提出し、委託者が受理したときから30日以内に支払うものとする。

12. その他

- (1)受託者は、本委託業務実施にあたっては、本市と密接な関係を保ちつつ円滑かつ効率的に作業を遂行するものとする。
- (2)本業務に必要な機器の調達、通信費等は受託者の負担とする。
- (3)本業務契約期間中の作業等に起因し、受託者の過失により本市に損害を与えた時は、補修に代えて、若しくは補修とともに損害賠償を請求することができる。
- (4)本仕様に記述のない個人情報の取り扱いについては、本市条例、規則の定めによる。
- (5)各施設内に立入る場合は、施設管理者の服務規律に従うこと。建物、備品等の汚損、破損した場合は、原状に復すること。
- (6)各個人宅内に立入る場合は、所有者の了承を得ること。家屋、家具等の汚損、破損した場合は、原状に復すること。
- (7)この仕様書は、大要を示すものであり、受託者は仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行上当然必要な事項は誠実に履行すること。
- (8)本業務は、「令和5・6年度先導的官民連携支援事業」（国土交通省）の採択事業であることから、事業実施にあたっては「令和5・6年度先導的官民連携支援事業募集要領」を考慮すること。
- (9)本業務委託は、国土交通省の実施する「令和6年度先導的官民連携」の選定を受け、かつ補助金の交付を受けて実施するものである。したがって業務受託期間中に国土交通省による協議の要請等がある場合は応じること。また、本業務委託終了後においても可能な限り協力すること。
- (10)本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が別途協議し決定する。

以上